

福島市教育委員会定例会会議録	
1 場 所	福島市役所複合棟 3階 313会議室
2 日 時	令和7年7月2日 午後1時15分
3 出席者	
教育長 佐藤秀美 教育長職務代理者 渡辺慎太郎 委員 高谷理恵子	
委員 立花由里子 委員 丹野友幸	
4 欠席した委員	
5 説明のため出席した職員	
教育部長 橋本江理 教育部次長兼教育総務課長 長南敏広	
学校教育課長 芳賀沼 彰 教育施設管理課長 半澤一隆	
教育研修課長 齋藤亮一 生涯学習課長 遠藤 彰	
中央学習センター館長 高橋義成 図書館長 薮内雄治	
教育総務課課長補佐兼庶務係長 森山 淳	
6 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時15分
(2) 日 程	本日1日間
(3) 署名人の決定	委員 渡辺委員
	委員 丹野委員
(4) 記録係	教育総務課庶務係主査 渡邊貴博

1 議事	
会議冒頭、その他 本市におけるいじめ重大事態等の現状については、個人情報等を含むことから関係職員だけで行い非公開とすることについて確認、全員の承認を得る。	
議案第41号 福島市立図書館協議会委員の委嘱について	
図書館長	(教育委員会定例会提出事項 P3により説明)
教育長	異議ないため本議案を原案のとおり承認する。
2 教育長報告事項	
① 令和7年6月市議会定例会議における質問及び答弁趣旨について	
教育部長	(教育委員会定例会提出事項 別冊①により説明)
渡辺委員	教職員の適正配置について、県教委に対して抜本的な改善を図るよう強く要望しているとの答弁について、従来の人事異動のあり方や方法等にどのような見直しの必要性があるのか、また県教委に対してどのような提言をしているのか教えていただきたい。
学校教育課長	教職員定数は学級数によって定まっている。不足部分は常勤の講師を配置している。県教委はそれで不足分は解消していると認識している。しかし実際は講師で埋めているので、不足しているというのが認識されないまま毎年状態が悪化している。併せて、不足分に非常勤講師0.5人を配置できないことになっている。その部分の見直しができるのか。また根本的な見直しと

	して例えば福島市と郡山市、県北地区と県中地区での異動の場合、
	1対1でトレードのようなこと状態となっている。このような方法
	を取っていると、いつまでも不足分が埋まらない状況である。そう
	いった人事異動の在り方について、人事異動方針に乗っ取って、
	公平・公正に行われるように福島市教育長から県北教育事務所を
	通して県教委に対して要望している。
高谷委員	教職員の適正配置について、教職員の欠員数が特別支援学校は
	10名と多い。どのような状況なのか教えていただきたい。
学校教育課長	特別支援学校は、学級数を特定するに当たり、今年度は10人分
	程度定数が増えた。理由としては重複の障がいを持っている子ども
	達がいると、それが正式に判明するのが1月、2月となり、そこに
	はさらに1人必要というような形で一気に昨年度より定数が10
	名増加となった。また退職される先生が多かったこともあり、不足
	分が生じた。例年は不足分について常勤講師等を配置して、指導に
	当たらせているが、そもそもの常勤講師が市内全域、県内全域的に
	不足していることから、現時点でも多くの不足が発生している。
	もともと手厚く教職員が配置されているという状況ではあるが、
	必要なので配置されているため、県教委に対しても早急な対応を
	要請している状況である。
立花委員	教職員の適正配置について、実際に不足している現状に対して、
	どのように対応しているのか、また産休に入る場合、校長先生
	直々に教員を探していると聞き及んでいるが、どのように対応
	しているのか。

学校教育課長	不足分に対してのアプローチとしては、県教委が任命権者である
	ので、県教委の責務である。その中で県教委も募集の発信を行い、
	パーパーティーチャーとして教員免許を所持しているが、実際に
	職務に就いたことがない方への説明会を昨年度までは3回、今年
	度は4回に増やしたとの情報を得ている。しかしなかなか配置に
	は繋がっていません。退職された先生に県教委もしくは県北教育
	事務所から電話等で、何とか力を貸していただけませんかと連絡を
	すると、知らない者が知らない人に連絡をしているので、断られ
	ることが多い。そのため校長や教員が直接知っている方に何とか
	力を貸してもらえないかと電話をしている。
	学校現場では教務主任、中学校でいう副担任という学級担任をし
	ていない者が仮の担任としてその教室に入ることがある。現時点
	で、それでも賄いきれない部分については、教頭が担任の代わり
	に入っている。授業場面では校長がカバーしているということも
	考えられる。市教委としては市役所全体に部長会議等を通して周
	知を図ったり、福島市のLINEを使って募集を行った。市教委
	の募集に対して4～5人程度の情報提供があり、その情報を県教
	委に繋ぎ、県教委で書類審査や面接を通して配置可能か審査し、
	市教委に連絡が入れば優先順位をつけながら配置していくという
	現状である。
丹野委員	廃校施設の利用について、今後さらに小学校の廃校等が出てくる
	可能性があるが、現状再利用している旧茂庭小学校、旧大久保
	小学校についてどのような経過で再利用に至ったのか。また再利

	用に至っていない9校について、今後どのようなになるのか。
教育施設管理課長	廃校になった時点で所管は市役所の財務部、財産マネジメント推進課で事務を行うようになる。文科省にも廃校プロジェクトがあり、登録を行っている。広く全国にこのような学校がある旨周知をしつつ、財産マネジメント推進課で様々な企業等に募集をかけて、再活用について協議を進めている。
丹野委員	松陵義務教育学校開校に伴い、下川崎小学校、水原小学校が廃校になった。金谷川小学校については福島大学で活用するようになっている。小学校は地域の児童が通っていたものだけではなく、地元のイベントで使用したり、様々な利用の方法があった。今後様々な募集によってどこかの企業が使用するとなった時に地元の方々がお祭りで使用したい等の話し合いは自治振興協議会と進めていることが現状だと思うが、今後も決定するまでは地元の方々との話し合いの中で利用の仕方を進めていくということでよろしいのか。
教育施設管理課長	1年に1度廃校の利活用について、行政財産の使用ということで書面は交わしている。しかし学校が廃校になり数年が経過した後、どのようにするのか、具体的な話し合いまでは行えていない。今後はそういったことを行っていかなければならない。課題としては施設が老朽化していくので、そのまま使用することが難しい状況になっている。下川崎小学校の体育館については未耐震施設となっている。そのようなことを踏まえて地域としてどのように活用していくのか、具体的に話しをしなけ

	ればならないと考えている。金谷川小学校については福島大学が
	施設利用するという話しをしており、地元との話し合いが足りな
	かったと思っている。現状教育施設管理課と財産マネジメント
	推進課で地元との話し合いを進めている。
立花委員	防衛白書について、答弁要旨を読む限り、中身が分からず、配ら
	れた趣旨が分からず、活用法も分からないが学校に届いたと読み
	取れる。このように防衛白書が学校に届いたのは初めてなのか。
	配られた趣旨、活用方法についてどのように捉えているのか、
	とりあえず各校に対して慎重な取り扱いを指示したとあるが、
	今後防衛白書を活用した授業、教育委員会が内容を確認しつつ
	活用することになるのか確認したい。
学校教育課長	防衛白書についてはこれまでもホームページに掲載されていたが、
	直接学校に送付されることはなかった。通常学校現場にこういっ
	た資料届く場合は、防衛相から文科省宛てに監修を依頼したり、
	送付や活用を一緒に行う手続きを行い、文科省から県教委にと
	いう流れである。今回は防衛相から文科省に監修や活用について
	の相談はなかった。今回東北防衛局に防衛省から話があり、
	東北防衛局から各学校現場に直接郵送された。連絡については
	東北防衛局から県教委宛てに行われた。県教委としては直接各
	学校に届くと内容についても承知していないため、心配だろう
	から防衛白書が届く旨各学校に連絡を行った。結果的に使用する
	かどうかについては言及していない。県教委としても国の機関が
	発行しているものなので、使用不使用については言及できない。

	そのため防衛白書が届く旨のみ連絡を行った。市教委にも県教委から連絡があったため、各学校に防衛白書が届くことのみ周知を行った。市教委に現物は届かなかったため、ホームページからダウンロードして内容確認を行った。内容については小学生に伝えるのか疑問のあるものだったので、各学校には改めて防衛白書が届いたか確認を行い、どのように使用するかは良く読んでいただき、適さない場合は使用しないことを含め、慎重に判断するよう、あまり適さないのではないかと方向性で、各学校に助言・指導した。
立花委員	防衛白書の使用については各学校の判断に任せているのか。
	子どもの目に付く場所に置いている学校もあれば、校長室に置いている学校もあるということか。
学校教育課長	配置禁止まではしていない。しかし実際各校長が内容を見た上でこれは目に見える場所には置けないと判断し、校長室に置いているとの話を耳にしている。今後返却依頼がある可能性もあるため。
	おそらくほぼ全校で使用するということはないと思われる。
高谷委員	防衛白書について、国が発行している情報の中に様々な立場があり
	温度差があること、またすでに Web には掲載されており、冊子として配布されていなくても、アクセス出来るところにあることが凄いと感じている。防衛費の問題は大人になって議論をしても
	大人の社会でも極端に判断がぶれると思う。大人はそういった情報に触れるが、何故ぶれるのか、それは子どもの頃から教育で扱って
	こなかったも要因としてあると思う。昔は Web から情報を得られなかった状況から今はアクセス出来るようになったことから、 balan

	スを保つことも重要だが、「私はこう思う」、「色んな大人」が
	いると思うことが重要。将来大人はこういった情報に触れていく
	ようになるということを前提に両極端の意見を見せながら考えて
	行くことが大事である。まさに原発の意見は両極端であり、福島は
	その真ん中に居る。未解決な大人でさえ上手く扱えない情報に対し
	て守るだけではなく、どのように考えさせるのか意識させることが
	重要である。
学校教育課長	防衛省だけではなく、最近金融教育、消費者教育、放射線教育等
	沢山のものがあって、様々な方面からこれを取り扱ってほしい、
	これを教育課程に入れてほしいとの話しがある。今回の防衛白書に
	ついては政治的中立がある中で、実際に触れるか触れないかもある
	中で、難しい案件であると思った。幅広く考えた時、子どもたちの
	教育環境の充実を考えた際に、今までの一方的に教員が教えられて、
	教え込まれ、従順にそれを覚えてきた教育から、一步離れて子ども
	たちが自ら批判的な思考力や読解力を持って、その物事に対峙して、
	子どもたち自身が判断、選択する場面を学校現場で経験させていか
	ないと、常に与えられたものを疑うことなく、先生に言われたから
	となるのは非常に危険であると思う。これからの時代を生きていく
	子どもたちは、そこに目を向けていかなければならない。学校の
	先生方にも、先を見越して20年後、30年後必要な学びがどう
	いったものなのか、指導のあり方の改善をしていかなければならな
	いと考えている。

② 教育費 6 月補正予算の成立について
教育部次長（教育委員会定例会提出事項 P 4 により説明）
③ 福島市教育委員会表彰審議会委員の委嘱について から
④ 福島市教育振興基本計画策定有識者懇談会委員の委嘱について
教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 5 ～ P 6 により説明）
3 その他
・ 今後の日程について
教育総務課長（教育委員会定例会提出事項 P 7 により説明）
①次回の定例教育委員会の開催について
令和 7 年 8 月 6 日（水）午前 9 時 0 0 分から市役所複合棟 3 階
3 1 3 会議室
終了後に協議会を開催。
②今後の主な行事予定について
教育長・教育委員の出席が予定されている事業を周知。
③今後の教育委員会の開催について
9 月定例会は 8 月 2 7 日（水）午前 9 時 0 0 分から市役所複合棟 3 階
3 1 3 会議室で開催予定。
午後 1 時 5 9 分休議。
午後 2 時 0 0 分再開。以下、非公開。

4 その他（非公開）
・本市におけるいじめ重大事態等の現状について
学校教育課長（別冊資料により説明）
質疑及び協議
以上終了 午後4時43分
記 録 渡邊 貴博
委 員
委 員